

フランスにおける法令の外国語訳の推進体制等（概要）

司法制度改革推進本部国際化検討会法令外国語訳ワーキング・グループ議論の取りまとめ別添資料，藤田正人「フランスにおける法令外国語訳の現状」ジュリスト1284号33頁(2005)などによる。
記載内容は，特にことわりのない限り英語訳に関するものである。

1 前 提

1999年に外務大臣及び司法大臣の決定に基づき翻訳を開始

2 翻訳推進の継続的体制

(1) Juriscope

外務省から指名された法律家6人で構成され，ボワチエ大学に置かれた組織で，翻訳作業全体を管理

(2) 外務省

予算措置を含め，翻訳推進全体について責任を持つ（実際の翻訳作業については，Juriscopeに委託）

(3) 首相府

法令の訳文を公開するインターネットのホームページ（Legifrance）を運営

3 翻訳推進の方法

(1) 翻訳法令の選択

基準・承認委員会（外務省，司法省，首相府及びJuriscopeの各代表者で構成）において年度ごとに翻訳法令を選択の上，外務省に答申

外務省において，予算や必要性を考慮して翻訳法令を決定

当初，法改正への対応は予定されていなかったが，現在では，法改正へ対応すべき法令についても，上記と同様の手続で決定している。

(2) 翻訳の実施

外務省が，上記の決定に基づき，その予算において，以下の作業を行っている。

Juriscopeに作業を委託

Juriscopeから更に外部翻訳者に作業を委託（翻訳者は，翻訳法令ごとに暫定的な専門用語集を作成し，これに基づいて翻訳を行う。）

検査官（Juriscopeが大学教授や弁護士から選任）2人による検査（上記の専門用語集及び翻訳両方を検査）

検査官，Juriscopeがともに合格を出せば，翻訳と専門用語集が確定する。

Juriscopeは，検査官と翻訳者のやりとりを含め，翻訳作業を常時フォローする。

外部翻訳の委託先としては、専門用語を理解し、翻訳される言語の法体系に精通した法律家のいる事務所が多い。

法改正への対応については、専門用語集を活用するほか、当初の翻訳を行った翻訳者・検査官を選ぶようにすることにより、統一性の確保を図っている。

専門用語集については、法改正への対応の際に見直しを行うなどして改訂を行っている。

4 訳文の公開等

- ・インターネット上（上記のLegifrance）で訳文を公開（無償）

Legifranceでは、仏語で原文を公開するとともに、英訳等を提供している。仏語版については、検索機能が整備されているが、英語版については、検索や原文との対照等を行う機能はない。

政府が法文テキストの翻訳以外の付加情報を提供することは、出版社との関係で不当競争になるとの議論があり、訳注等の情報は付されていない。

Legifranceにおける訳文の公開については、利用しやすいものにはなっていないとの認識の下、ホームページの運営自体をJuriscopeに移す決定がなされ、現在、改善作業が進められているとのこと。

- ・専門用語集については、翻訳者、検査官及びJuriscopeが所持しており、一般には非公開